



1. 困ったときに相談するところ

がいこくじんそうだんまどぐち
外国人相談窓口 TEL: 0942-30-9096

結婚・離婚(結婚をやめるとき)、税金のこと、家族の問題、お金の問題、交通事故、仕事、在留資格(ビザ)のこと、外国人だからいじめられているなど、あなたが日本で生活するときに困っていることや、わからないことがあるとき相談することができます。お金はいりません。

あなたが相談することを、弁護士や行政書士など専門の人にきいてもらうこともできます。

■相談する日：月曜日 から 金曜日

(年末年始(12/29~1/3)と祝日(カレンダーの赤い字の日)は休みです)

■相談する時間：8時30分~17時15分(昼休みは ありません)

■相談するところ：久留米市役所 6Fの 広聴・相談課です。

『外国人相談窓口 (Kurume Multilingual Consultation Support Service)』

■相談する方法：①から④の方法があります。

①外国人相談窓口 に 相談に 行く

②電話で 相談する … TEL: 0942-30-9096

③ファックスで 相談する … Fax: 0942-30-9711

④メールで 相談する … E-mail: sodan@city.kurume.lg.jp

『市役所』のこと

あなたが住んでいる市には市役所があります。

住む場所がかわったり、生活がかわったりしたら市役所に必ず知らせてください。そのとき在留カードも出してください。生活でわからないことや困ったことがあったら、市役所で相談できます。

『校区』のこと

みんなが安心して生活するために市役所がいろいろなサービスをします。小学校の名前で久留米市を分けています。それを『校区』と言います。市役所のサービスは、『校区』で決まります。あなたが久留米市に住むときは校区の名前を覚えてください。

たとえば：『金丸小学校』がある所 … 『金丸校区』
『西国分小学校』がある所 … 『西国分校区』 などです。